

## 第84回基本方針策定タスク 議事録 (案)

1. 日 時：2024年12月18日(水)9時30分～12時00分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室 (Web会議併用)
3. 出席者：(順不同, 敬称略)  
出席委員：齊藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学),  
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学),  
吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電),  
波木井(東京電力HD), 大鋸谷(安全設計分科会幹事/関西電力)\*,  
山田(構造分科会幹事/中部電力), 鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力HD),  
三浦(品質保証分科会幹事/中部電力), 野元(耐震設計分科会幹事/日本原燃),  
笹木(放射線管理分科会/日本原子力発電),  
永田(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電), 奥村(日本電気協会)  
(計12名)  
※途中退席  
代理出席者：なし (計0名)  
欠席委員：なし (計0名)  
オブザーバ：なし (計0名)  
説明者：なし (計0名)  
事務局：高柳, 中山, 川口, 浅見, 景浦, 美濃, 上野, 原, 梅津(日本電気協会)  
(計9名)
4. 配付資料  
資料No.84-1 原子力規格委員 基本方針策定タスク 委員名簿 2024年12月18日現在  
資料No.84-2 第83回基本方針策定タスク 議事録(案)  
資料No.84-3-1-1 原子力規格委員会 活動の基本方針の改定要否確認について(案)  
資料No.84-3-1-2 日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針 新旧比較表  
資料No.84-3-1-2-参考 原子力規格委員会 活動の基本方針 (改訂履歴)  
資料No.84-3-2-1 規約類(規約, 規約細則)の改定について(案)  
資料No.84-3-2-2 日本電気協会 原子力規格委員会 規約 新旧比較表  
資料No.84-3-2-2-参考 原子力規格委員会 規約 (改訂履歴)  
資料No.84-3-2-3 日本電気協会 原子力規格委員会 規約 細則 新旧比較表  
資料No.84-3-2-3-参考 原子力規格委員会 運営規約 細則 (改訂履歴)  
資料No.84-3-2-4 細則添付-1 審議フロー  
資料No.84-3-3-1 委員倫理の充実に向けた取組について(案)  
資料No.84-3-3-2 倫理テキスト「委員倫理の遵守 活動の心得について」(改定案)  
資料No.84-4-1 第9回 日本電気協会 原子力規格委員会 シンポジウム結果  
資料No.84-4-2 令和6年度 原子力規格委員会功労賞 申請・選考スケジュールについて  
資料No.84-4-3 JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版 技術評価実施状況について  
資料No.84-4-5 2024年度第3四半期各分科会活動報告

### 5. 議 事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また、今回のタスク会議は、Web会議併用で進めることを説明し、議事が進められた。

次回基本方針策定タスクの事前説明を 2025 年 2 月 25 日(火)午後、本会議については 2025 年 3 月 24 日(月)午後を予定しており、各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

#### (1) 配付資料確認、定足数確認

事務局より、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は、現時点で 12 名となっており、タスクグループ規約第 9 条（決議）より、決議に必要な条件(委員総数の 3 分の 2(8 名)以上の出席)を満たしていることを確認した。

#### (2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.84-2 の前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

#### (3) 審議事項

##### 1) 活動の基本方針の改定要否確認について（審議）

事務局より、資料 No.84-3-1-1 に基づき、活動の基本方針の改定要否確認について説明があった。議論の結果として、改定は必要であり行うが、内容については修正が必要な箇所があるため、次回のタスクで再度審議のうえ決議を行うこととした。ここで、改定の内容については次年度の各分科会の活動計画に影響するようなものはないことを確認した。

(主なご意見・コメント)

- ・ 5.4.5 の記載から「軽水炉型」を削除するという耐震設計分科会からの意見について、原子力規格委員会のホームページにも掲載されている原子力規格委員会のミッションには「原子力施設の設計・建設・運転・廃止に関する民間規格」と書かれているので、5.4.1 から 7 の記載を一律「原子力施設」に置き換えてもよいと考える。
- ・ 用語の定義について、「原子力施設」と「原子力発電所」ではどう違うのか。  
→ 原子力施設には再処理施設も入る。
- ・ スcopeは幅広に取っておいた方がよいと考える。品質保証の部分を見ると原子力施設になっているし、燃料加工工場も含めると原子力施設となると思う。原子力施設に統一してはどうか。
- ・ 廃止措置の施設なども原子力施設になるので、原子力施設として幅広に取っていただくのがよいと考える。
- ・ 「国の要求事項」について、過去の技術基準の性能規定化の流れで入れられた文言だと思うので、変更する場合は変更の根拠は残しておいた方がよい。
- ・ 「行政庁」については、資源エネルギー庁との関わりもあるので、それを考慮するなら規制当局よりは行政庁の方が適切と思われる。
- ・ ATENA の扱いについて、事業者とするのか、産業界とするのかも考えた方がよい。
- ・ 安全設計分野では、「国の要求事項」を「規制動向やステークホルダーのニーズ」とする変更案になっている。資源エネルギー庁がここで読めるかどうか。ATENA についてはステークホルダーのニーズという所に入っていると思う。
- ・ 資源エネルギー庁に関して、エネ庁からニーズを我々がもらうことはあると思う。動向とニーズは違うと考えるので規制動向という言葉は残し、エネ庁はステークホルダーの中に含まれると考えてよいと思う。
- ・ これに関連していうと、最新知見という言葉も加えた方がよいと思う。最新知見、規制動向、ステークホルダーのニーズ、この 3 つを踏まえて規格を作っていくことであると思う。
- ・ 国の要求事項の記載をなぜ変えていくのかについては、我々としての意思決定が変わってきていて、プロアクティブにニーズを拾って規格に適用していくという意思があると思う。
- ・ 今議論した内容（「軽水炉型原子力発電所」を「原子力施設」に変更する、「国の要求事項」を「最新知見、規制動向、ステークホルダーのニーズ」とするなど）は各分野共通の事項のため、変えるのであれば全部変えていくことになると思うので、記載の方法を事務局で検討すること。

- ・品質保証の所で、IAEA等の国際機関との関連についての記載があるが、このことは6.側にも記載があるので5.4での記載の有無はどちらでもよいと思う。横並びにする必要はなく、ここは力を入れていきたいというところは記載するような個性はあってよいと思う。
- ・品質保証の所で、ISO(9001)は記載しなくてよいのか。
- 品質保証分科会だが、後段の6.で共通で記載されているので記載はなくても差支えないものと考えている。
- ・6.4節のATENAの記載で、「実際に規格を適用した際の運用についても検討が必要であり」の部分は削除でよいと考える。
- ・事業者側ではなく、事業者とした方がよいかと考えるし、ATENAは電力事業者とメーカーが入って作られている協議会だと思うので、そうすると事業者というよりは産業界ということになるので、適切な表現を選んでいただければよいかと考える。
- 事業者ではなく産業界という記載にしたいと考える。
- ・6.9節の最後の所で学・協会と書いてあるのが気になるが、学協会でよいのではないか。
- 他のところでも学協会という表現は使われているので、ここで「・」を抜いて学協会としても違和感はない。
- ・次年度の各分科会の計画策定に影響する改定ポイントはなかったということはこの場で確認されたということではよいのか。
- 今回議論したのは記載ぶり、表現の適正化ということで計画に影響するような改定点はなかったということで確認できた。そのうえでこの記載ぶりについては次回の基本方針策定タスクで決議を取りたいと考える。

## 2) 規約類(規約, 規約細則)の改定について(議論)

事務局より、資料 No.84-3-2 シリーズに基づき、規約類(規約, 規約細則)の改定について説明があった。

記載内容についてのコメントを反映し、次回のタスク前に委員各位に確認をしていただいた上でタスクにて議論できるよう対応する。

(主なご意見・コメント)

- ・資料 No.84-3-2-1 の6頁の第3項第三号であるが、ただし書きの所は三号の本文ではないので、第3項第三号の二としてぶらさげておくような表現とした方がよいかと思う。資料 No.84-3-2-1 の7頁の第3項第四号の再審議というのは何を指すのか。2段落目の審議を再開するというのが再審議であるかと考えるが、再投票というのはどういうことなのか。
- 事務局だが、資料 No.84-3-2-4 のフローだと、再審議というのは①であり、再投票というのは②となる。条文としては三号のただし書きの部分となる。
- ・四号で書かれている書面投票というのは、何の書面投票なのか。再審議の方はその審議後の書面投票、再投票は再審議を経ずに書面投票を実施するということか。
- 事務局だが、その通りである。
- ・四号のただし書きについて、この可決条件の適用の判断は書面投票開始まで行うという時系列を決めておかななくてはならない。ここで言っている書面投票というのは、3項四号の4行目の書面投票を示しているのか。
- 事務局だが、その通りである。
- ・可決条件の適用というのは、3項四号のただし書きと、その次の文の関係がよく分からない。
- 事務局だが、ただし書きが1つの塊になっており、ただし書きに書かれているような可決条件を選択することができるが、書面投票開始前にそのただし書きの条件を可決条件とするということを決議してから書面投票を実施する必要があるということである。
- ・3項第一号の可決条件とは、判断基準が変わるので、ただし書になるということなのか。そう言われるとなんとなく分かってきたような気がする。が、今の記載では可決条件の適用が何を指しているのかが分かりづらいところがある。ここはもう少しわかりやすくした方がよい。
- ・編集上の修正、技術的な修正、原案通りで進めるかの判断は誰が実施するのか。

- 事務局だが、規約細則の方に、編集上の修正か否かというのは、原子力規格委員会では委員長、分科会では分科会長、検討会では主査が実施するということが記載されている。規約にも書いた方がよいという意見なのか。
- ・ 規約細則に書かれているのであれば問題ないと思う。
  - ・ 第3項三号及び四号については、修正案をチャットで送付したので参考としていただきたい。(第14条第3項三号 第一号及び前号により議案が可決された後の意見対応の結果修正された議案について、これが編集上の修正を超えると判断される場合、及び(略))
  - ・ (第14条第3項四号 前号における再審議の結果、あるいは再投票により委員会がこの議案あるいはその修正案を再び決議するときは、この書面投票は第一号の手続きにより行う。ただし、可決条件については、委員長の判断により、反対の有無に拘わらず投票総数の3分の2以上の賛成とすることができる。可決条件は書面投票開始前に決定する。)
- 事務局だが、参考にして修正案を検討したいと考える。
- ・ 「編集上の修正を除く」は「編集上の修正を超える」に統一すべき。細則の方にも出てきているので、その点も踏まえて見直しをお願いしたい。
  - ・ 本件については次回までに規約案の現在の規約類との齟齬を確認し、その部分も反映したものを提示して議論する。次回ではほぼ文案を固め、次々回のタスクで決議できるよう進める予定。
  - ・ 決議の前に規約案を送っていただいてタスク前に内容確認できるようにしていただきたい。
- 事務局だが、承知した。規約案を作成後、各委員に配布してご確認いただくようにしたいと考える。

## 2) 委員倫理の充実に向けた取り組みについて (議論)

事務局より、資料 No.84-3-3-1 及び資料 No.84-3-3-2 に基づき、委員倫理の充実に向けた取り組みについて説明があった。改定の方針についてはご了解をいただき改定作業を進めることとした。

(主なご意見・コメント)

- ・ 参考情報というのは別にデータベースがあるということか。
- 事務局だが、今はなくこれから作ろうとしているものである。
- ・ データベースは番号とかリンクで飛べるようなそういった工夫をしたものとしてもらいたい。

## (4) 報告事項

### 1) 第9回原子力規格委員会シンポジウムの結果報告について

事務局より、資料 No.84-4-1 に基づき、第9回原子力規格委員会シンポジウムの結果について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 前半部分で、アンケート結果や内容については各委員確認いただければと思う。色々な反省点もあったが、次回シンポジウムに向けた検討ということで、事務局からは次世代軽水炉とリスク情報の活用の2つが出ている。これについては準備期間をおいて情報収集をしてから進めるということなので、そういう意味では2026年の上期をターゲットとして実施することになると考える。次世代炉関係については、高速炉や高温ガス炉について取り組むのは難しいと考えるが、検討するとすれば次世代軽水炉が考えられる。それについては色々なワーキングが立ち上がってきており、そこで上がってきている論点を規格類に絡めるのが(次回に向けた)情報収集のポイントの1つと考える。リスク情報の活用については、(規格類に)その視点を取り込む部分についてかなり注目されている所があるので、次回のテーマに十分なりうると思うがこれについては如何か。
- PFMについては破壊靱性検討会(にて PFM に関する議事を扱う場合)には原子力規制庁の担当者にも出席いただいているし、現在対応している NRA による JEAC4206 追補版の技術評価では、仮想欠陥寸法の見直しの部分に PFM の考え方を導入して技術的根拠の説明を進めているところであり、(すでに関連する規格類への PFM の導入についての議論が始まっているので) PFM については1年以上の先の話であればシンポジウムで扱ってもよいと思う。また AI の活用についてという視点があり、UT(超音波探傷試験)実施時に膨大な試験データの処理に AI を活用するという話もあるので、これもシンポジウムのテーマに取り入れる事を検討できるのではないかと考える。

- ・AIについては、すでに知らず知らずのうちに使っている技術でもあるので、シンポジウムでの論点としてはあり得るかもしれないが、まだ規格類（への取り込み）とリンクさせてやるところまでは難しいかもしれない。テーマについては、本日ここで決めてしまうものではないが、まずは次世代軽水炉とリスク情報の活用を半年位かけて煮詰めていき、次回のシンポジウム開催に向けて進めていくことになるかと考える。

## 2) 令和6年度原子力規格委員会功労賞申請・選考スケジュールについて

事務局より、資料 No.84-4-2 に基づき、令和6年度原子力規格委員会功労賞申請・選考スケジュールについて報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・特になし。

## 3) 原子炉構造材の監視試験方法等に関する規格の技術評価対応状況報告

事務局より、資料 No.84-4-3 に基づき、原子炉構造材の監視試験方法等に関する規格の技術評価対応状況について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・この次の技術評価は JEAC4601 ということになっているが、今回の技術評価は 2025 年 3 月で終わりそうなのか。
- 事務局だが、当方の感触として、恐らく次回の公開会合で最後に出来ればと先方は考えていると想定しているが、そうできるかは NRA 側の説明要求に対してこちらがそれに見合う回答を用意できるかにかかっているかと思っている。

## 4) JEAC4111 技術資料の発行について

事務局より、JEAC4111 技術資料の発行について報告があった。

(主な説明)

- ・ JEAG4121 のうち標準品質保証仕様書は JEAC4111 に取り込まれているが、それ以外の部分は技術継承資料として品質保証分科会で維持されている。今般、外部からも同様の資料が欲しいという要望があったので、技術資料として発行する。前回の品質保証分科会で既に承認をいただいている。
- ・ しかしながら、JEAG4121 はまだ残部があることもあり、原子力規格委員会に報告の後、2025 年 1 月末に発行しようと考えている。

(主なご意見・コメント)

- ・ この技術資料を原子力規格委員会のホームページで公開するという事は決まっているのか。
- 事務局だが、公開するか出版するかについては色々と議論があり、相談事項となる。

## 5) 2024 年度第 3 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事及び事務局より、資料 No.84-4-5 に基づき、2024 年度第 3 四半期各分科会活動について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 最新知見については、各分科会でこれを見ているということを入れた方がよいかと考える。
- 各分科会で実施しているとは思いますが、記載していただけるとよいかと思う。

## (5) その他

特になし。

以上